

6 しょうがいふくし いがい ざいたく 障害福祉サービス以外の在宅サービス

せいかつ 〈生活〉

1 みんかん ふくし かじえんじょ 民間の福祉・家事援助サービス

健康で働く意欲のある高齢者が、福祉・家事援助サービスの提供を行っています。

〔内 容〕 家事・介護（身体介護を除く）に関すること

〔費 用〕 詳しくは窓口へお問い合わせください。

〔問合せ先〕

施 設 名	担 当 区	所 在 地	TEL (FAX)
(公社) 広島市シルバー人材センター本部	中・東・南・西区	〒730-0005 中区西白島町23-9	223-1156 (223-8528)
(公社) 広島市シルバー人材センター北支部	安佐南・安佐北区	〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13	815-5251 (815-1139)
(公社) 広島市シルバー人材センター安芸出張所	安芸区	〒736-0082 安芸区船越南三丁目4-36	822-0300 (822-0386)
(公社) 広島市シルバー人材センター佐伯支部	佐伯区	〒731-5135 佐伯区海老園二丁目5-28	922-0520 (922-0587)

2 にっちゅういちじ しえんじぎょう 日中一時支援事業

短期入所の日中利用として実施している事業です。家族の就労および一時的な休息等のために、障害者等を、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供します。

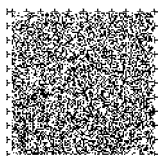
〔対 象〕 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等。

〔費 用〕 生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料です。

市民税課税世帯は、1,500円までの1割の定率負担です。

階層区分	利用者負担（サービス費用の1割）			利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円			
市民税非課税世帯				
市民税課税世帯	1回あたり	軽・中度障害者(児)	重度障害者(児)	1,500円
	4時間未満	170円	240円	
	4時間以上 8時間未満	340円	480円	
	8時間以上	510円	710円	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



3 補装具費の支給

障害者（児）の身体上の障害を補うための用具の購入、修理、借受けのための費用を支給します。ただし、障害者本人または世帯員（本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者。）のいずれかが市町村民税の所得割の額46万円以上の場合には支給対象外となります。令和6年4月1日から、18歳未満の人は世帯の所得に関係なく、すべての人が対象となりました。

〔対 象〕 身体障害者手帳の所持者、難病患者等

〔支給対象および種目〕

主な障害種別	主な種目
視覚に問題のある方	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚に問題のある方	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
その他	義肢（義手、義足）、装具、歩行補助つえ（一本杖を除く。）、姿勢保持装置、歩行器、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置（ただし、介護保険のサービス受給対象者は、車いす、歩行器、歩行補助つえについては、原則として介護保険から貸与されます。） 18歳未満の方のみ （座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具）

〔費用〕 種目についての価格の1割が自己負担となります（ただし、自己負担上限月額あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

4 日常生活用具の給付

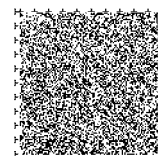
在宅の重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付を行っています。

ただし、介護保険のサービス受給対象者は、介護保険の保険給付の対象となる品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具および便器）については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われます。

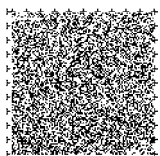
また、障害者本人または世帯員（本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者。）のいずれかが市町村民税の所得割の額46万円以上の場合には給付対象外となります。

【難病患者等の方用】

種目	対象者	基準額 (円)	性能	耐用 年数
便器	常時介助を要する者	便器 4,450	難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)	8
		手すり 5,400		
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止することができる機能を有するもの	5
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	尿が自動的に吸引されるものであって、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5

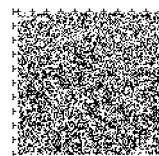


種 目	対象者	基準額 (円)	性 能	耐用 年数	
体位変換器	寝たきりの状態にある方	15,000	介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5	
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるものであって、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。	8	
移動・移乗 支援用具	下肢が不自由な方	60,000	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8	
T字杖つえ・ 棒杖つえ※	下肢が不自由な方	4,200	十分な強度を有する木材または軽金属を主体とした一本杖	3	
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	56,400	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5	
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある方	36,000	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5	
移動用リフト	下肢または体幹の機能に 障害のある方	159,000	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	
居宅生活動作 補助用具	下肢または体幹の機能に 障害のある方	200,000	難病患者等の移動を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	
特殊便器	上肢機能に障害のある方	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5	
訓練用ベッド	下肢または体幹の機能に 障害のある方	159,200	腕または脚の訓練を行うことができる器具を備えたもの	8	
自動消火器	火災発生の感知・避難が 著しく困難な難病患者等 のみの世帯およびこれに 準ずる世帯	28,700	室内温度の異常な上昇または炎との接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	
動脈血中 酸素飽和 度測定器 (パルスオ キシメー ター)	常時モ ニタリ ング型	人工呼吸器の装着が必要 な者でかつ24時間をつ うじて呼吸器管理が必要 な方	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有するものであって、難病患者等が容易に使用し得るもの	5
	簡易型	人工呼吸器の装着が必要 な方	50,000	難病患者等が容易に使用し得るもの	

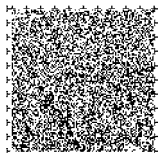


【難病患者等以外の方用】

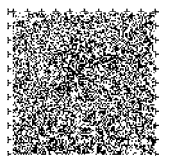
種 目		障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害2級以上	18歳以上	154,000	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8	
	特殊 マット	簡易型	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	18歳以上	19,600	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。	5
			下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満			
		重度または最重度の知的障害者(児)	3歳以上				
	褥瘡予防型	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)であって、必要と認められる方	18歳以上	84,000	褥瘡予防のためのものであって、送風装置もしくは空気圧調整装置を備えた空気マットまたは水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの。		
			下肢または体幹機能障害2級以上であって、必要と認められる方			3歳以上 18歳未満	
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)または介護者が容易に使用できるもの。	5	
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	82,400	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	
体位変換器	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢児以上	15,000	介助者が障害者(児)の体位を変換するにあたって、容易に使用できるもの。	5		
移動用リフト	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上	159,000	介護者が障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4		
訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5		
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢児以上 18歳未満	159,200	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8		
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害を有する者であって、入浴に介助を必要とする方	18歳以上 ----- 3歳以上 18歳未満	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8 ----- 5	
	便器	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢児以上			4,450	障害者(児)が容易に使用できるもの。手すりを設ける場合は、5,400円の範囲内で必要な額を加えるものとする。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。



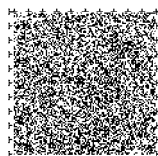
種 目	障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)
T字状・棒状のつえ ※	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者であって、つえの使用により歩行機能が補完される方	—	4,200	十分な強度を有する木材または軽金属を主体とした一本杖。	3
移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする方	3歳以上	60,000	障害者（児）の身体機能の状態を充分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
頭部保護帽※	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者（児）	—	36,750	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
特殊便器	・上肢障害2級以上 ・重度または最重度の知的障害者（児）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方	学齢児以上	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るものまたは知的障害者（児）を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
火災警報器	聴覚障害2級以上（火災の感知・避難が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	—	15,500	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8
自動消火器	障害程度2級以上の身体障害者（児）、重度もしくは最重度の知的障害者（児）または各級の精神障害者（児）（いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	—	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8
電磁調理器	・視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ・重度または最重度の知的障害者	18歳以上	41,000	視覚障害者、知的障害者が容易に使用できるもの。	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上	12,000	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	18歳以上	87,400	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10



種 目	障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	3歳以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる方	学齢児 以上	36,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる方	学齢児 以上	56,400	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	18歳以上	17,000	障害者が容易に使用できるもの。	10
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	学齢児 以上	9,000	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	18歳以上	18,000	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	18歳以上	13,200	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害または同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法者または人工呼吸器装着者	—	50,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5	
情報・ 意思疎 通支 援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者(児)または肢体不自由者(児)であって、発声発語に著しい障害を有する方	学齢児 以上	98,800	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	パーソナルコンピュータ 周辺機器・ アプリケーションソフト	・上肢障害または視覚障害2級以上 ・体幹機能障害2級以上(上肢障害2級以上と同程度の障害に限る。)	学齢児 以上	100,000	自らが所有するパーソナルコンピュータの操作に必要な身体障害者用の周辺機器またはアプリケーションソフトであること。	5
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上であって、必要と認められる方	—	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6



種 目		障害および程度	対象 年齢	基準額(円) [費用限度額]	性 能 等	耐用年数 (年)
点字器 ※	両面書用	・視覚障害2級以上 ・視覚障害を有する者であって 点字の習得訓練に参加するに あたり用具の利用が必要と認め られる方	—	10,400	点字用紙をはさんで固定する板と 点字を打つための定規および点筆 を組み合わせたもの。	7
	片面書用			7,200		5
点字タイプライター		視覚障害2級以上（本人が就労 もしくは就学しているかまたは 就労が見込まれる者に限る。）	—	63,100	視覚障害者（児）が容易に使用で きるもの。	5
情報 ・ 意	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上	学齢児 以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚ま たは認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式に より記録された図書の再生が可能 な製品であって、視覚障害者が容 易に使用できるもの。	6
				35,000	音声等により操作ボタンが知覚ま たは認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生 が可能な製品であって、視覚障害 者が容易に使用できるもの。	
思 疎	視覚障害者用 活字文書読上げ装置		学齢児 以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するもので、視 覚障害者（児）が容易に使用でき るもの。	6
通 支	視覚障害者用 拡大読書器		学齢児 以上	198,000	画像入力装置により、読みたいも の（印刷物等）を拡大表示または 読み上げるもの。	8
援 用	視覚障 害者用 時計	視覚障害2級以上	学齢児 以上	10,300	視覚障害者が容易に使用できるも の。	10
				13,300		
具	聴覚障 害者用 通信装 置	聴覚障害または音声言語機能障 害を有する者であって、コミュ ニケーション、緊急連絡時の手 段として必要と認められる方	学齢児 以上	30,000	音声の代わりに、文字等により通 信が可能な機器であり、障害者（児） が容易に使用できるもの。	5
				71,000	音声の代わりに、映像により通信 が可能な機器であり、障害者（児） が容易に使用できるもの。	5
	聴覚障害者用 情報受信装置		聴覚障害を有する者であって、 本装置によりテレビの視聴が可能 となる方	—	88,900	字幕および手話通訳付きの聴覚障 害者（児）用番組並びにテレビ番 組に字幕および手話通訳の映像を 合成したものを画面に出力する機 能を有し、かつ、災害時の聴覚障 害者（児）向け緊急信号を受信す るもので、聴覚障害者（児）が容 易に使用できるもの。

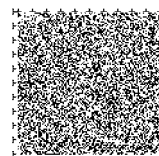


種 目		障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
情報・ 意思疎 通支 援用 具	人工喉 頭※	笛式	—	8,100	呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて音源を口 腔内に導き構音化するもの。	4	
		電動式		70,100	顎下部等にあてた電動板を駆動さ せ、経皮的に音源を口腔内に導き 構音化するもの。	5	
	視覚障害者用音声 ICタグレコーダー		視覚障害2級以上	—	59,800	視力に障害を有する者の物の識別 を容易にする製品であって、点字、 凸線等により操作ボタンが知覚で き、かつ、ICタグその他の集積 識別情報と音声データを関連付け、 音声データを音声信号に変換して 出力する機能および音声により操 作方法に関する案内を行う機能を 有するもの。	2
	点字図書		主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障害者(児)	—	別に定め るところに よる。	点字により作成された図書	—
	人工内耳 用電池	電池	聴覚障害を有する者であって、 人工内耳を装着している方	—	3,000	人工内耳に使用するもの。	—
充電電池		19,000			1		
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用 装具※	消化器系	—	8,858	低刺激性の粘着剤を使用した密封 型または下部開放型の収納袋	—	
		尿路系		11,639	低刺激性の粘着剤を使用した密封 型または尿処理用のキャップ付	—	
	紙おむつ等※		・先天性疾患(先天性鎖肛を除く。) に起因する神経障害による高度の 排便または排尿機能障害 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障害 ・脳原性運動機能障害を有し、か つ意思表示困難な者など	3歳以上	12,000	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、 洗腸装具	—
	収尿器 ※	男性用・普通型	高度の排尿機能障害	—	7,700	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆 流防止装置をつけたもの。	1
男性用・簡易型		5,700					
女性用・普通型		8,500					
女性用・簡易型		5,900					
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害または乳幼 児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障害(移動機能障 害に限る。)3級以上(特殊便器 取替の場合は上肢障害2級以上)	学 齡 児 以 上	200,000	障害者(児)の移動等を円滑にす る用具で設置に小規模な住宅改修 を伴うもの。	—

※印の種目については、在宅以外(入院・施設入所等)も給付対象となります。

〔費用〕 種目についての価格の1割が自己負担となります(ただし自己負担上限月額があり)。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



5 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器等を購入する際に、経費の一部を助成します。ただし、補聴器購入後の申請は助成の対象外です。

- 〔対 象〕 ① 市内に住所がある18歳未満の難聴児
 ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること
 ③ 身体障害者手帳の交付対象でないこと

- 〔助 成 額〕 1 補聴器購入費
 購入費と、本市の基準価格とを比較していずれか少ない方の額の3分の2
 2 イヤーモールド交換費
 交換費と、本市の基準価格とを比較していずれか少ない方の額の3分の2
 ※ 補聴器を購入した年度を除き、1年度に1回に限る。
 3 修理費
 修理費と、補装具費の掲げる修理基準とを比較していずれか少ない方の額の3分の2
 ※ 補聴器を購入した年度を除き、1年度に1回(両耳装用の場合は2回)に限る。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

6 点字図書^{てんじ としよ きゅうふ}の給付

主に、情報の入手を点字で行っている視覚障害者（児）の方に、点字図書を給付します。

- 〔登録・申込〕 ① 登録されていない方は、電話で登録の申し込みをしてください。
 ② 登録後、直接点字図書出版施設に点字図書発行証明書の送付を依頼し、その後出版施設から送られてくる証明書を添えて申し込んでください。

〔給付の限度〕 一人につき、年間6タイトルまたは24巻

〔費 用〕 一般図書相当分の自己負担があります。

〔問 合 せ 先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

7 身体障害者^{しんたいしょうがいしゃ}パソコン^{とうきゅうふ}等給付

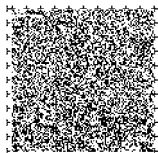
在宅で初めてパソコンに取り組む方に給付します（ただし、同居者が所有している場合等は除く。）。

- 〔対 象〕 ① 視覚障害1級、2級の方
 ② 上肢機能障害1級、2級の方
 ③ 体幹機能障害1級、2級の方で、かつ上肢の機能に前号と同程度の障害があると市長が認めた方
 ④ 言語・上肢機能障害複合1級、2級の方

〔自己負担〕 価格の1割（ただし、10万円を超える部分は全額自己負担）

〔所得制限〕 世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合

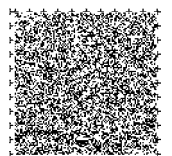
〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



8 ファックスの設置^{せっち}

次の広島市関係機関には、ファックスを設置しています。

設置場所	FAX番号	設置場所	FAX番号
市役所健康福祉局障害福祉課	504-2256	神田山荘	228-7311
中福祉事務所(区福祉課)	504-2175	広島サンプラザ	278-5353
東福祉事務所(〃)	568-7781	植物公園	923-6100
南福祉事務所(〃)	254-9184	安佐動物公園	838-1711
西福祉事務所(〃)	294-6311	中央図書館	222-5545
安佐南福祉事務所(〃)	879-8565	5-Days こども図書館	222-7020
安佐北福祉事務所(〃)	819-0602	映像文化ライブラリー	228-0312
安芸福祉事務所(〃)	821-2832	文化創造センター	246-5808
佐伯福祉事務所(〃)	923-1611	現代美術館	264-1198
ろうあ者専門相談室 (広島県聴覚障害者センター内)	254-0087	広島城	221-7519
消防局(119番通報)	246-8222	郷土資料館	253-6772
広島市民病院	223-5514	ヌマジ交通ミュージアム	878-3128
安佐市民病院	814-1791	江波山気象館	234-1013
舟入市民病院	232-6156	心身障害者福祉センター	261-7789
広島市立リハビリテーション病院	848-8003	西部障害者デイサービスセンター	279-6375
広島市立自立訓練施設	849-2872	東部障害者デイサービスセンター	824-1037
身体障害者更生相談所	848-8003	北部障害者デイサービスセンター	815-0541
知的障害者更生相談所	263-0705	三滝少年自然の家	238-6302
こども療育センター	261-0545	青少年センター	228-7074
北部こども療育センター	815-0541	広島市シルバー人材センター	223-8528
西部こども療育センター	943-6865	5-Days こども文化科学館	502-2118
市総合福祉センター	264-6437	青少年野外活動センター	835-1445
保健所	241-2567	中区社会福祉協議会	242-1956
精神保健福祉センター	245-9674	東区社会福祉協議会	264-9254
広島国際会議場	242-8010	南区社会福祉協議会	256-0990
広島平和記念資料館	542-7941	西区社会福祉協議会	291-7096
消費生活センター	221-6282	安佐南区社会福祉協議会	831-5013
皆賀園	921-0821	安佐北区社会福祉協議会	814-1895
健康づくりセンター	241-0414	安芸区社会福祉協議会	821-2504
健康科学館	246-9109	佐伯区社会福祉協議会	924-2349



9 あんしん^{でんわ}電話^{せっち}の設置

ひとり暮らしの重度身体障害者が、自宅で、急病や事故などの緊急時に、通報機器（あんしん電話）や胸にかけたペンダント型の発信機（固定電話型あんしん電話にのみ付属）のボタンを押すと、電話相談センターが通報を受信し、近隣の協力員や消防局に事態を知らせて、安全を確保します。

また、電話相談センターは、健康や困りごとに関する相談に応じ、定期的に声かけも行います。

〔対 象〕 18歳以上の重度身体障害者（障害等級1級・2級）で、次の世帯に属する人です。

- ① ひとり暮らし
- ② 18歳以上の重度身体障害者、知的障害者（療育手帳[㊤]・A）のみの世帯

〔費 用〕

区 分	固定電話型	携帯電話型
市民税課税世帯	月額 1,683 円	月額 2,233 円
市民税非課税世帯	月額 169 円	月額 224 円
生活保護受給世帯等	無 料	無 料

〔協 力 員〕 緊急時の連絡先となり、利用者宅に出向いて事態に対応していただきます。利用者
が原則として協力員2名を確保してください。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

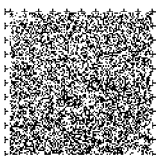
10 ファックスによる^{さいがい ひ なんじょうほう}災害避難^{ていきょう}情報の提供

災害時において、避難情報を音声で伝達することが困難な聴覚障害者で、あらかじめ登録している方に対し、避難に関する緊急情報をファックスで送信します。送信は、24時間体制で配信している「広島市防災情報メール配信システム」を活用し、防災情報メールの配信と同時に、ファックスでその内容を自動送信します。

また、これに合わせて、希望される方には、気象情報や地震・津波情報など、緊急情報以外の情報についても送信します。

〔対 象〕 聴覚機能に障害がありファックスを所有する方

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



ちょうかくしょうがいしゃとうきんきゅうつうほうよう
11 聴覚障害者等緊急通報用ファックス

緊急通報用 FAX 番号
119 または 246-8222

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区。以下、「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害のある方などが、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う手段として、ファックスを利用し、市消防局に緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

〔対 象〕 市消防局管内で、聴覚または音声・言語機能に障害のある方などが対象です。

〔注意事項〕 1 通報用紙には、あらかじめ住所（部屋番号を含む。）、氏名、目標物、ファックス番号、緊急連絡先、手話通訳者等の派遣の要否を記入しておいてください。

2 通報用紙は、ファックスのそばに常置してください。

3 通報するときは、必要な事項を記入（救急の場合は、状態を簡潔に書いてください。）し、通報用紙の表裏を間違えないようファックスにセットして、送信してください。

4 通報後、火災の場合は、急いで屋外の安全な場所へ避難してください。また、救急の場合は、安静にして救急車の到着を待ってください。

5 停電によりファックスが使えない場合、ファックスからの119番通報についても、発着信ができなくなりますので、ご注意ください。

※ 詳しくは、次の窓口に置いてある「聴覚障害者等緊急通報用ファックスによる火災・救急等通報要領」をご覧ください。

〔窓 口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

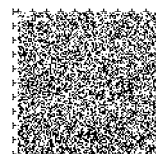
〔通 報〕 FAX：119 または 246-8222

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 中区大手町五丁目20-12）



12 広島市 eメール 119 番

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区。以下、「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害がある方などから、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う場合の補助的手段として、携帯電話やインターネット端末機などの電子メール機能を利用し、市消防局に緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

〔対象〕 市消防局管内に居住または通勤・通学されている聴覚または音声・言語機能に障害がある方などで、利用条件および注意事項について承諾が得られる方が対象です。

〔利用条件〕

- 1 利用場所は、市消防局管内に限ります。
- 2 他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。
- 3 事前登録が必要です。
- 4 画像等の添付ファイルや通報位置表示等の特別なソフトには、対応しません。
- 5 利用時の通信料およびプロバイダ利用料については、利用者の負担となります。

〔注意事項〕

- 1 一般電子メールサービスを利用するため、回線状況等によっては、届くまで時間がかかったり、または、届かないことがあります。
- 2 電子メールは、通信可能な場所から送信・受信してください。
- 3 通報に用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- 4 市消防局では、「eメール 119 番」受信後は「返信メール」を送信しますが、「返信メール」が届かない場合は、市消防局が「eメール 119 番」を受信していない可能性がありますので、再送信するか、他の手段で通報してください。
- 5 「eメール 119 番」で通報した後は、身の安全を守るため以外には、電波の届かない場所へ移動したり、電源を切ったり、着信拒否設定等はしないでください。
- 6 利用は、登録制となっています。通報用アドレスは他の方には教えないでください。
- 7 事前に名前・性別・勤務地・既往歴・かかりつけ医療機関・緊急連絡先などを登録しておいてください。
- 8 通報時には、場所、内容、服装、手話通訳者等の要否を入力してください。
なお、場所等が詳細でない場合、消防車・救急車の到着が遅れることがあります。
- 9 緊急時、すぐ通報できるように「eメール 119 番」のアドレスや通報例を登録しておいてください。
- 10 「eメール 119 番」は緊急通報用ですから、問合せや相談には利用できません。
※ ご利用には、事前に利用登録が必要です。詳しくは、次の窓口に置いてある利用案内書をご覧ください。

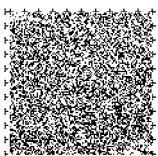
〔窓口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 中区大手町五丁目20-12）



13 Net119 きんきゅうつうほう緊急通報システム

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区。以下、「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害がある方などから、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う場合の補助的手段として、携帯電話やスマートフォン、パソコン等からインターネット上にある専用の通報画面で「火災」や「救急」等の種別を選択することにより、市消防局に通報がつながり、その後チャット方式によって、リアルタイムに詳細情報をやり取りし、消防車や救急車の要請ができるものです。

また、携帯電話やスマートフォン等で通報した場合には、GPS情報により、通報された方の現在地を速やかに市消防局で把握することができます。

〔対 象〕 市消防局管内に居住または通勤・通学されている聴覚または音声・言語機能に障害がある方などで、利用条件および注意事項について承諾が得られた方が対象です。

〔利用条件〕 1 他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。
2 事前登録が必要です。
3 利用時の通信料については、利用者の負担となります。

〔注意事項〕 1 インターネットに接続できない携帯電話、スマートフォン等では利用できません。
2 通報に用いる言語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。
3 市消防局では、「Net119」を受信後に、チャット方式で「返信メール」を送信しますので、端末の電源は切らないでください。
4 返信メールが届かない場合や、あなたの居る場所の住所がわからない場合などは、近くの方に助けを求めるなど、別の手段で119番通報してください。
5 「Net119」で通報した後は、身の安全を守るため以外には、電波の届かない場所へ移動しないでください。
6 「Net119」は緊急通報用ですから、問合せや相談には利用できません。
※ ご利用には、事前に利用登録が必要です。詳しくは、次の窓口においてある利用案内書をご覧ください。

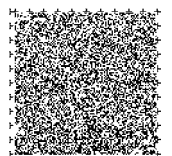
〔窓 口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 中区大手町五丁目20-12）



14 広島県警察ファックス110番・メール110番・110番アプリシステム

聴覚または音声・言語機能に障害がある方が各種犯罪の被害者や事故等の関係者となった場合には、ファックス110番・メール110番・110番アプリシステムをご利用ください。ファックス110番・メール110番・110番アプリシステムは、110番通報の補助的手段としてファックスや電子メール、スマートフォンのアプリを利用して、広島県警察本部総合通信指令室に緊急通報（事件や事故状況の通報）を行い、警察官やパトカーの派遣要請をするものです。

ファックス110番・メール110番を利用する場合ですが、必ず警察官やパトカーを派遣する場所を知らせてください。また、ファックス110番・メール110番を受信したら、必ず返信します。

メール110番を使用する場合、迷惑メール防止設定により、警察からの返信を受信できない場合がありますので、設定の解除をお願いします。なお、返信の無い場合はメールが届いていない可能性があるため、メールアドレスや電話番号を確認し、再度通報するか、近くの人に通報を依頼してください。

110番アプリシステムは、スマートフォンのアプリを利用し、110番通報の内容について定型文等での入力を行った後、警察官とチャットでやりとりをするものです。

ファックス110番・メール110番は広島県内の事件・事故でのみ利用できますが、110番アプリシステムは、全国どこでも利用することができ、通報場所を管轄する警察本部の通信指令室とやりとりができるようになっています。

〔対象〕 事件・事故等にあわれたり見たりした方のうち、聴覚または音声・言語機能障害により110番通報が困難な方

〔ファックス110番、メール110番および110番アプリシステム〕

○ファックス110番

0120-110-842

○メール110番

hiroshima-police@beetle.ocn.ne.jp

○110番アプリシステム

スマートフォンに「110番アプリ」をダウンロードしてください。

〔ファックス110番の利用条件〕

フリーダイヤルのため無料です。

〔メール110番の利用条件〕

パケット通信料が必要です。

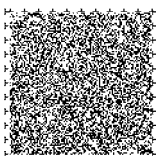
〔110番アプリシステムの利用条件〕

事前に「110番アプリ」をダウンロードし、利用者情報を登録する必要があります。また、パケット通信料が必要です。

〔問合せ先〕 広島県警察本部地域部通信指令課

TEL 228-0110（内線3614・3615）

（〒730-8507 中区基町9-42）



15 重度身体障害者入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の肢体不自由の方に、入浴サービスを行います。

〔事業内容〕

区 分	施 設 入 浴	訪 問 入 浴
対 象 者	年齢が原則 18 歳以上で肢体不自由 1・2 級の方	年齢が原則 18 歳以上で肢体不自由 1・2 級で施設への移送が困難な方
場 所	市内の特別養護老人ホーム	自宅
実 施 方 法	家族または施設が車で送迎し、施設の特別浴槽で入浴	利用者の居宅を訪問し、搬入する入浴用機材で入浴
利 用 回 数	週 1 回程度	
費 用	利用者および扶養義務者の所得税額等により費用の負担があります。	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

16 視覚障害者宛て文書にかかる点字・音声コードサービス

事前に点字サービスに登録された視覚障害者に、市から特定の文書を送付する際、「ヒロシマシ」と点字したシールを貼付するとともに、文書の概要を説明する点字文書を同封します。また、音声コードサービスに登録された視覚障害者には、音声コードを貼付した文書を送付します。

〔対 象〕 視覚障害者で希望される方

〔問合せ先〕 市障害福祉課または区福祉課（裏表紙）（電話による申込み可）

17 視覚障害者用ワードプロセッサ（点字ワープロ）の共同利用

視覚障害者の方々やボランティアの方々に共同利用していただくために、点字ワープロを設置しています。

〔設置・申込場所〕 広島市心身障害者福祉センター（94 頁）

18 視覚障害者 ICT 利活用支援ボランティアの派遣

視覚障害者でパソコン・スマートフォンの活用が十分に進んでいない方の自宅などに、ICT ボランティアを派遣し、パソコン・スマートフォンの操作方法などを個人指導します。

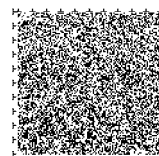
〔対 象〕 市内在住で、視覚に障害がある方

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕（公社）広島市視覚障害者福祉協会

TEL：264-4966

FAX：567-4977



19 図書館の障害者向けサービス

広島市立図書館では、広島市に居住または通勤・通学している方で、①身体障害者手帳1級～4級、療育手帳④もしくはA、精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方には図書の郵送貸出を、②視覚に障害がある方などで活字による読書が困難な方には録音図書（カセットブック・CDブック・デージー図書（※））とデージー図書再生機（プレクストーク）の郵送貸出、対面朗読を行っています。

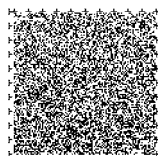
また、全館に拡大読書器を、中央図書館に点字ディスプレイと活字自動読み上げ機を設置しています。

※デージー図書とは、一般の印刷物を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書のことで、見出しやページの検索などができ、専用ソフトをインストールしたパソコンや再生機（プレクストーク）で再生することができます。

〔利用方法〕 各図書館に直接お問い合わせください。

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
中央図書館	〒730-0011 中区基町3-1	222-5542 (222-5545)	図書・デージー図書・カセットブック・デージー図書再生機（プレクストーク）郵送貸出、対面朗読、拡大読書器等読書支援機器・補助具の利用
5-Days子ども図書館 (広島市子ども図書館)	〒730-0011 中区基町5-83	221-6755 (222-7020)	CDブック・図書郵送貸出、対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
中区図書館	〒730-0812 中区加古町4-17	248-9300 (247-8447)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
東区図書館	〒732-0055 東区東蟹屋町10-31	262-5522 (264-2610)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
南区図書館	〒732-0816 南区比治山本町16-27	251-1080 (252-4120)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
コジマホールディングス 西区図書館 (広島市立西区図書館)	〒733-0013 西区横川新町6-1	234-1970 (295-9287)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
マエダハウジング 安佐南区図書館 (広島市立安佐南区図書館)	〒731-0122 安佐南区中筋一丁目22-17	879-5060 (879-8536)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
安佐北区図書館	〒731-0221 安佐北区可部七丁目28-25	814-0340 (814-0604)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用
安芸区図書館	〒736-8508 安芸区船越南三丁目2-16	824-1056 (824-1057)	対面朗読、布絵本・点訳絵本の貸出、拡大読書器・補助具の利用
佐伯区図書館	〒731-5128 佐伯区五日市中央六丁目1-10	921-7560 (924-0742)	対面朗読、拡大読書器・補助具の利用



施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
佐伯区図書館 湯来河野閲覧室	〒738-0601 佐伯区湯来町大字和田353-1	0829-40-4005 (0829-83-0134)	拡大読書器・補助具の利用
まんが図書館	〒732-0815 南区比治山公園1-4	261-0330 (262-5406)	拡大読書器・補助具の利用
まんが図書館 あさ閲覧室	〒731-0154 安佐南区上安二丁目30-15	830-3675 (830-3676)	拡大読書器・補助具の利用

※対面朗読、拡大読書器等の利用は来館の際に可能なサービスです。

※「点字図書館」については94頁参照。

※広島県立図書館の障害者向けサービス

県内に居住または通勤・通学している障害者向けに①対面朗読②郵送貸出し（図書、録音図書（CD、カセットテープ、デイジーなど。視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」でダウンロード可能な資料を含みます。）③視覚障害者等用資料の貸出し④レファレンス・サービス（調べものや求める資料を探すお手伝い）⑤県立図書館の録音図書を紹介した「声の目録」をカセットテープ、デイジー、点字、墨字で作成し、配布・貸出ししています。

1 対面朗読

対象：視覚やその他の障害により、活字による読書が困難な方

2 郵送貸出し

対象：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、病気療養中の方（入院中の方、自宅療養中の方等）、高齢の方など

3 視覚障害者等用資料の貸出し

対象：視覚に障害のある方、活字による読書が困難な方

〔利用方法〕 県立図書館に直接お問い合わせください。

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
広島県立図書館	〒730-0052 中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ内	241-4972 (241-9799)	利用条件など、市立図書館とは異なります

20 てんじ こうほう し点字広報紙・こえ こうほう はっこう声の広報の発行

視覚障害者の方に市政のニュースを知っていただくために、市広報紙「ひろしま市民と市政」、市議会広報紙「ひろしま市議会だより」の点字版、デイジーCD版を発行しています。

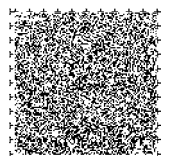
〔配布方法〕 希望者に直接郵送します。

〔問合せ先〕 市広報課（ひろしま市民と市政……月2回）

（TEL：504-2117、FAX：504-2067）

市議会事務局秘書広報室（ひろしま市議会だより……年6回、改選年の臨時号1回）

（TEL：504-2439、FAX：504-2448）



21 しゅわつうやく 手話通訳・ようやくじまくつき 要約字幕付こうほうばんぐみ テレビ広報番組

「鈴木福のミミヨリ!ひろしま」(RCC テレビ)、「元就。二百万一心!」(RCC テレビ)に手話通訳および字幕(クローズドキャプション・要約字幕)を付けて放送しています。

22 しゅわつうやく 手話通訳・じまくつき 字幕付インターネットはいしんどうが 配信動画

インターネットで配信する「市長記者会見」、「市議会定例会・臨時会」の中継動画に手話通訳を付けています。また、「市長記者会見」は、会見後に配信する動画に字幕(クローズドキャプション)を挿入しています。

23 せん 選 きよ 挙

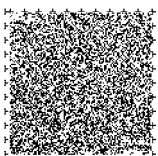
身体障害者手帳の交付を受けている次の方のうち、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けている方は、「郵便等による不在者投票」制度(自宅などで投票用紙に候補者の氏名等を記載し、これを郵便等により送付する制度)が利用できます。なお、証明書の交付を受けた方は、選挙期日前4日までに投票用紙などの請求を行う必要があります。

区 分	障害の程度
両下肢、体幹または移動機能の障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能または肝臓の障害	1～3級

※両下肢などの障害の程度が上記の障害の程度に該当することにつき市長が書面により証明した方も含まれます。

なお、郵便等による不在者投票制度の対象者で、自ら投票用紙等に記載できない方で身体障害者手帳(市長の書面による証明を含む。)の上肢または視覚の1級に該当している方は、「代理記載制度」が利用できます。これらの方が代理記載制度の利用を希望される場合、手続を行っていただく必要があります。

〔問合せ先〕 区選挙管理委員会(綴じ込み)



24 大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。ただし、大型ごみの収集運搬手数料は、通常どおり必要となります。

※収集員は大型ごみの解体や取外しは行いません。

※大型ごみは、収集員2人で容易に持ち出せるものに限ります。

※玄関から容易に運び出せないようなものは収集できません。

※同居者がいる場合であっても、本人及び同居者のうち次の①～⑤に該当しない方が1人以下の場合は排出支援の対象になる場合があります。

このほかにも排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは、大型ごみ受付センターへお問い合わせください。

- ① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けている出産前の方および出産後1年以内の方
- ④ 65歳以上の方
- ⑤ 義務教育終了までの方

〔申込方法〕 収集日の2週間前までに、大型ごみ受付センターに電話かファックスまたはインターネット予約により申し込んでください。

大型ごみ受付センター

TEL 0570-082530

（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外となります。）

082-544-5300

（携帯電話各社の通話料金定額プランをご利用の方は、この番号におかけください。）

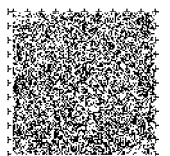
※電話、インターネットによる予約ができない方のみ

FAX0570-082531 での予約が可能です。

インターネット予約

広島市ホームページ（大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業）参照

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/13285.html>



25 重度障害者入院時コミュニケーション支援

介護者がいない意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達したヘルパーを派遣し、病院スタッフとのコミュニケーションを支援します。

〔対象者〕 次の要件をすべて満たす身体障害者

- ① 障害支援区分4以上
- ② 重度訪問介護を現在利用している方（区分6の方は重度訪問介護で支援するため除きます。）。または、全身性障害者（両上肢、両下肢のいずれにも障害がある肢体不自由1級の者）のうち、居宅介護を現在利用している方。
- ③ 障害支援区分認定に係る認定調査項目のうち、意思疎通等に関連する項目「3-3 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外とされている方（障害程度区分の認定を受けている方については、障害程度区分認定に係る認定調査項目のうち、コミュニケーションに関する「6-3 ア 意思の伝達」「6-3 イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示」項目がいずれも「できる」とされている者以外の方）、または入院時において同等の状態である方。
- ④ 単身の方またはこれに準ずる世帯に属する方。

〔費用〕 サービス費の1割（ただし、所得に応じた上限月額あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

26 市営住宅の入居など

心身障害者世帯、または、単身入居の心身障害者に該当する場合は、市営住宅の入居者募集（定期公募）において、抽選時の持ち玉数の優遇を行っています。

心身障害者世帯	<p>入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症までまたは第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（A、A、B）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）または障害厚生年金（1級、2級）を受給している方
心身障害者（単身入居）	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症までまたは第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（A、A、B）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）または障害厚生年金（1級、2級）を受給している方

また、車いすを常用されている方を対象とした住宅も、整備しています。

〔入居者募集〕 2月、5月、8月、11月に定期募集しています。

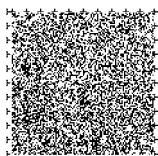
ただし、一部の住宅については、常時募集しています。

なお、市営住宅附設駐車場の使用料の減免制度もあります。

（障害の程度・収入により該当しない場合あり。）

〔問合せ先〕 区建築課（綴じ込み）

市住宅政策課管理係（TEL 504-2293、FAX 504-2308）



27 民間住宅への入居支援

障害者をはじめとした住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的として、「広島市居住支援協議会」を設立しています。

本協議会のホームページでは、住宅確保要配慮者に対し民間住宅への入居相談などの生活支援を実施している居住支援法人や、住宅確保要配慮者の住まい探しを協力的に行うお店を紹介しています。

ホームページ： <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/327559.html>

〔問合せ先〕 市住宅政策課 TEL 504-2292

28 放課後等デイサービス・児童発達支援

障害児に対して、通所の方法により日常生活における基本的動作の指導および集団生活への適応訓練を行っています。

(1) 放課後等デイサービス（就学児が対象）

(2) 児童発達支援（未就学児が対象）

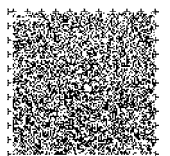
〔利用相談〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

29 保育所等訪問支援

保育所等における集団生活適応のため、専門的な支援を必要とする場合に保育所等訪問支援を提供し、保育等の安定した利用を促進します。

〔対 象〕 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害のある児童

〔利用相談〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



かつどう 〈活動〉

1 手話通訳者の派遣

しゅ わ つう や く し ゃ は げん

聴覚障害者などが外出する時などで、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。

〔対 象〕 聴覚または音声・言語機能に障害があり、手話通訳を希望される方

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

2 要約筆記者・奉仕員の派遣

よう や く ひ つ き し ゃ ほう し いん は げん

聴覚障害者などが外出する時などで、要約筆記が必要な場合に要約筆記者・奉仕員を派遣します。

〔対 象〕 聴覚または音声・言語機能に障害があり、要約筆記通訳を希望される方

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

3 移動支援事業

い どう し えん じ ぎ ょ う

障害者（児）が外出する際、市と協定を締結した事業者が移動を支援するサービスです。利用者と事業者の間で個別の契約が必要です。障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣（次項）、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護（41頁）と利用時間の調整を行います。

〔対 象〕 ① 肢体不自由者（児）※

② 視覚障害者（児）

③ 知的障害者（児）

④ 精神障害者（児）

⑤ 難病患者等※

※一定の要件があります。

〔費 用〕 生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料です。

市民税課税世帯は、1,500円、4,600円または9,300円までの1割の定率負担です。

（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

4 障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣

しょうがいし ゃ じ し ゃ か い さ ん か し えん は げん

単独で外出することが困難な障害者（児）で外出する場合に家族などに適当な付添人がいない方に、ガイドヘルパーを派遣して付添介助を行います。移動支援事業（前項）、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護または同行援護（41頁）と利用時間の調整を行います。

〔対 象〕 ① 肢体不自由者（児）

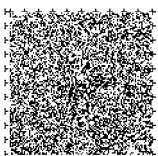
② 視覚障害者（児）

③ 知的障害者（児）

④ 精神障害者（児）

〔費 用〕 無料（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 区社会福祉協議会（120頁）



5 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者（視覚と聴覚に重複して障害のある方）が外出する時などで通訳介助が必要な場合に通訳・介助員を派遣します。

〔対 象〕 視覚と聴覚に重複して障害があり、両方の障害をあわせた障害程度等級が2級以上の方

〔費 用〕 無料（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 特定非営利活動法人 広島盲ろう者友の会
TEL 258-2966 FAX 258-2961

6 障害者自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許（第一種準中型免許および普通免許に限る。）を取得した身体障害者、知的障害者および精神障害者に対し必要経費の一部を助成します。

〔対 象〕 市内に1年以上住所を有する方（免許取得後1年以内に助成の申請が必要）

〔助 成 額〕 自動車学校などに納入した費用の3分の2
限度額：10万円

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

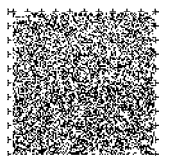
7 身体障害者自動車改造費の助成

身体障害者の方が、就労などに伴い自動車を利用する場合、その自動車を自ら運転するために改造に要した経費の一部を助成します。（普通自動車・小型自動車および軽自動車で四輪以上のもの）

〔対象：助成額〕 ※自動車改造前の申請が必要

対 象 者	助 成 額
課税所得金額が特別障害者手当所得制限額以下の方 （障害の制限はありません。）	10万円を限度に要した額
上肢、下肢、体幹または移動機能障害1～3級で 課税所得金額が特別障害者手当所得制限額を超える方	5万円を限度に要した額の1/2

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



8 障害者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）

心身障害者（児）の社会参加を促進するため、市内のバス・電車などの利用券等を助成します。
〔助成額〕 6,000円相当（助成額については、障害の種別・程度、年齢、選択交通機関により、額が変わります。）

〔支給の内容〕 次のいずれかの利用券等を助成します。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① パスピーを利用する助成 ※ | ⑦ 美鈴が丘地区乗合タクシー回数券 |
| ② JRを利用する助成 | ⑧ 大塚西地区乗合タクシー回数券 |
| ③ 似島汽船乗船回数券 | ⑨ 口田地区、中野・中野東地区乗合タクシー回数券 |
| ④ 金輪島会乗船回数券 | ⑩ 可部・亀山地区乗合タクシー回数券 |
| ⑤ 雲出線、宇佐線、鹿の道・峠線バス回数券 | ⑪ タクシーチケット |
| ⑥ 福田地区乗合タクシー回数券 | |

※パスピーの取扱い終了に伴い、助成方法が変わります。

〔利用券の有効期間〕 9月1日から翌年の8月31日まで

- 〔手続〕 ① 毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得金額を確認したうえで、所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券等を郵送します。
- ② すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得金額を確認したうえで、所得要件に該当される方に、申請済の助成内容と同じ利用券等を、8月下旬に郵送します。
- ③ 申請内容を変更する場合は、市障害福祉課または各区福祉課へお問い合わせください。

《障害者に対する交通運賃の割引について》

身体障害者手帳または療育手帳所持者に対しては、身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、交通運賃の割引制度があります。詳しい割引内容は、101頁～に掲載しています。

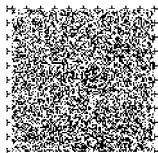
《高齢者いきいき活動ポイント事業への参加手続等について》

高齢者いきいき活動ポイント事業（以下、「ポイント事業」という。）は、高齢者（毎年9月1日現在、市内に住所を有する65歳以上の方が対象）の社会参加を促進するため、介護予防・健康増進に資する活動や地域でのボランティア活動に参加された場合にポイントを付与し、その実績に応じて奨励金（1ポイント＝100円）を支給しているものです。

障害者手帳をお持ちの方（重度障害者福祉タクシー利用助成の利用者を除く。）には、ポイント事業への参加手続をとられた場合に、ポイント手帳を送付していますので、参加を希望される場合は、ポイント事業等コールセンター（512-0290）、市高齢福祉課（504-2143）または各区福祉課にお問い合わせのうえ、参加手続をお願いします。

※これまでポイント事業に参加されていた方が障害者手帳を取得された後、継続してポイント事業への参加を希望される場合も、参加手続が必要です。

重度障害者福祉タクシー利用助成の対象者も、重度障害者福祉タクシー利用助成を利用されない場合は、ポイント事業や障害者公共交通機関利用助成を利用できます（77頁）。



9 重度障害者福祉タクシー利用助成

心身障害者（児）の社会参加の促進と福祉の増進のため、タクシー料金を一部助成します。

〔対 象〕 ① 身体障害者

ア 身体障害者手帳所持者で、次の表の障害に該当する方

障 害 区 分	障 害 の 程 度
視覚障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害	1・2級 (それぞれの機能障害ごと)
肢体不自由	第1種

イ ア以外で補装具として車いすの交付を受けている方

② 知的障害者

療育手帳所持者で、㉠・Aに該当する方

〔助成額等〕 1年間に500円を限度額とする乗車券を、52枚を限度に交付します。

(じん臓1級の人工透析治療者は1年間に52枚を限度として追加交付します。)

〔利用方法〕 タクシー事業者が実施している1割引の適用があるため、身体障害者手帳または療育手帳を提示し、割引後のタクシー乗車料金を福祉タクシー乗車券と現金等で支払ってください。

(注) 広島市と契約しているタクシー事業者に限り使用できます。

〔所得制限〕 本人の所得により対象とならない場合があります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

《障害者に対するタクシー料金割引について》

〔対 象〕 身体障害者手帳または療育手帳所持者

〔内 容〕 「タクシーメーター器表示額」に0.9を乗じ、10円未満の端数を切捨てた額がタクシー料金になります。

〔利用方法〕 身体障害者手帳または療育手帳※を提示して料金を支払ってください。

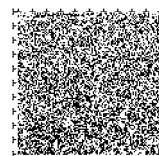
※「ミライロID」については、タクシー事業者に直接お問い合わせください。

《高齢者いきいき活動ポイント事業との選択等について》

重度障害者福祉タクシー利用助成は、高齢者いきいき活動ポイント事業（以下、「ポイント事業」という。）や障害者公共交通機関利用助成（76頁）と併用することはできません。ただし、重度障害者福祉タクシー利用助成を利用されない場合は、ポイント事業や障害者公共交通機関利用助成を利用することができますので、ご希望に応じて選択してください。

なお、ポイント事業と障害者公共交通機関利用助成は併用することができますが、その場合のポイント事業の奨励金の上限は4千円となります。

対象者（65歳以上の高齢者）	ポイント事業の奨励金の上限
ポイント事業を選択	10,000円（100ポイント）
障害者公共交通機関利用助成事業との併用	4,000円（40ポイント）
重度障害者福祉タクシー利用助成を選択	ポイント事業対象外



10 障害者福祉バスの運行

障害者団体やグループが各種の講演会・研修会やスポーツ・レクリエーションなどに参加する場合に、車いす用リフト付バスを運行しています。

なお、申込みは利用日の3か月前から受け付けます。（3か月前が受け付けできない日にあたる時は次の受付日）（ただし、毎月1日～15日利用分については、“重度身体障害者のうちリフト付きでなければ外出が“困難な方”を1名以上含む団体”に限り、利用日の“3か月と10日前”から受け付けます。）予約状況は、マーガレットサイト（広島市障害者支援情報提供サイト）（116頁）からご覧いただけます。

〔運行台数〕 2台（ただし、そのうち1台は、土・日・祝日のみ運行）

〔利用要件〕 10人以上定員以内で、構成員のおおむね半数以上が、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受け、かつ、広島市内に居住していること。

〔定員〕 27人（座席25人、車いす固定4人）、土・日・祝日運行バスについては26人（座席22人、車いす固定4人）

〔利用料〕 無料（ただし、燃料費、有料道路通行料金、駐車料金、
1泊2日で利用する場合の運転手の宿泊料などは利用者負担）

〔申込先〕（公社）広島市身体障害者福祉団体連合会

TEL 263-4524 FAX 263-9713

定休日 土、日、祝日

11 リフト付タクシーの運行

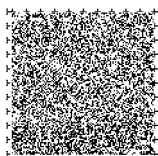
車いす使用者などの社会参加の促進および移動手段の確保を図るため、市の補助を受けて、車いすや電動車いすのまま乗り降りできる（2台まで乗車可能）車いす専用または寝台・車いす兼用のリフト付きタクシーが次のとおり運行しています。

〔市の補助を受けてリフト付タクシーを運行しているタクシー事業者〕

事業者名	所在地	TEL (FAX)
関西タクシー(株)	〒732-0045 東区曙一丁目8-1	262-9151 (263-4169)
	〒739-0311 瀬野(営) 安芸区瀬野一丁目14-29	894-8484
(有)やぐちタクシー	〒739-1742 安佐北区亀崎二丁目19-1	842-1175 (845-4801)

〔利用方法〕 タクシー事業者に直接お問い合わせください。

〔利用料〕 利用者負担（タクシー事業者に直接お問い合わせください。）



せいかつくんれん
12 生活訓練など

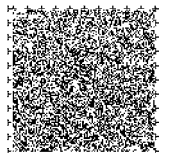
日常生活上必要な一般知識や技術を身につけるとともに、意見・情報の交換、交流の場を設け円滑な社会生活を営めるよう、次の事業を実施しています。

(1) 視覚障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
視覚障害者 家庭生活訓練	女性に対して、家庭での日常生活に必要な訓練を行っています。 (編物教室、生花教室、料理教室、 研修会など)	(公社) 広島市視覚障害者福祉協会 TEL: 264 - 4966 (FAX: 567 - 4977)
視覚障害者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 行える場を設けています。 (研修会、講演会、パソコン教室、 コーラス、カラオケ教室など)	同上
中途失明者 緊急生活訓練	中途失明者に対して、緊急的な生活訓練 を行います。 〔感覚訓練、点字教室〕	同上
中途失明者 歩行訓練	専門の歩行訓練士による歩行訓練、助 言・指導を行っています。 訓練期間 原則として1年以内	区福祉課(裏表紙) 市障害福祉課 TEL: 504 - 2147 FAX: 504 - 2256

(2) 聴覚障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
ろうあ者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 場を設けています。 (手話研究会、映画研究会、 料理教室、国語教室など)	(一社) 広島市ろうあ協会 TEL: 262 - 2579 (FAX 兼用)
中途失聴者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 場を設けています。 (要約筆記研究、中途失聴・難聴者 相談、難聴者教室など)	広島市中途失聴・難聴者協会 TEL: 263 - 4698 (FAX 兼用)



(3) 肢体不自由者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
肢体障害者生活行動訓練	義肢装着訓練や機能回復訓練（グラウンドゴルフ等）を行っています。	(公社) 広島市身体障害者福祉団体連合会 TEL: 263-4524 FAX: 263-9713
在宅障害者青年教室開催	身体障害児者などを中心として、スポーツやレクリエーションの集いを開催します。	広島市心身障害児者父母の会 TEL: 231-1142 (FAX 兼用)

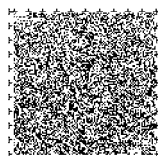
(4) 知的障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
生活自立訓練	保護者のもとで在宅生活を営んでいる知的障害者(児)を対象に、保護者のもとを離れて、短期間の宿泊生活訓練を行い、独立自活のための能力、自覚を養います。	(福) 広島市手をつなぐ育成会 TEL: 537-1772 FAX: 537-1778
レクリエーション教室開催	保護者のもとで在宅生活を営んでいる知的障害者を対象に、スポーツやレクリエーションの集いを開催します。	同上

13 けんこう健康づくり事業 じぎょう

障害者のグループや団体からの依頼等に基づいて地域に出向き、簡単な体操・運動の実技指導等を実施することにより、外出機会の少ない在宅の障害者（こどもから高齢障害者）の方の健康づくりを行います。

〔申込先〕 広島市障害者スポーツ協会（TEL・FAX 263-3394）



14 スポーツの振興^{しんこう}

障害者のスポーツの振興を図るため、次のようなスポーツ大会・スポーツ教室などを開催しています。

(1) 障害者スポーツ大会（個人競技）

大会名	問合せ先
ボウリング大会	広島市障害者スポーツ協会 （広島市心身障害者福祉センター内） TEL・FAX 263 - 3394
陸上競技大会	
フライングディスク大会	
ポッチャ大会	
水泳大会	
卓球大会	

※ なお、この大会に参加された方の中から、全国障害者スポーツ大会への本市代表選手を派遣しています。

(2) スポーツ教室など

広島市心身障害者福祉センターで、車いすバスケットボール、車いすテニス・水泳などの教室を開催しています。

詳しくは、心身障害者福祉センター（94頁）にお問い合わせください。

(3) スポーツ大会出場費補助金

障害者の社会参加とスポーツ競技力の向上等を促進するため、各種障害者スポーツ大会に出場する選手またはチームに対し、参加費用の一部を補助します。

〔補助対象となる大会〕

- ① 全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会
- ② 全国規模の大会（全国障害者スポーツ大会を除く。）
- ③ 国際大会

（注）ただし、広島市内で開催される大会は除く（その他、要綱に掲げる条件を満たす大会に限る。）。

〔補助金額（上限）〕

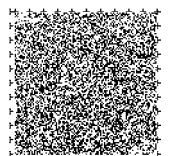
- ① チーム 選手×1万円
- ② 選手 1万円（各年度上限5万円） / チーム 選手×1万円（各年度1回限り）
- ③ 選手 5万円（ただし国内開催の場合は1万円）

〔提出書類〕 ※大会の7日前までに提出

- ・障害者スポーツ大会出場費補助金交付申請書
- ・チーム構成員（団体競技のみ）
- ・収支予算書
- ・出場する大会の概要が確認できる書類（開催要綱等）
- ・大会に出場することが確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

〔補助対象経費〕 交通費、宿泊費、保険料、参加負担金

詳しくは、市障害福祉課（裏表紙）にお問い合わせください。



15 交通用具として使う自転車等の利用促進

一定の障害を持つ方自らが交通用具として使う自転車（原動機付自転車（50cc 以下）を含む。）について、放置自転車の撤去の対象から除外することにより、障害を持つ方の自立した日常生活や社会活動を支援することを目的としています。

〔対象者〕 身体の障害により、長距離の歩行（300m 程度の連続歩行）や駐輪場のスロープ・階段の通常の昇降が困難と認められる方で次のいずれかに該当する方

- (1) 次に掲げる身体障害者障害程度等級表に該当する方
下肢、体幹、移動機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能の障害
- (2) (1)以外の方で、症状が固定している病気により、歩行が困難であることが、医師の診断書により確認できる方

〔問合せ先〕 申請に当たっては、市自転車都市づくり推進課（TEL 504-2349）にお問い合わせください。

16 身体障害者補助犬健康管理費の支給

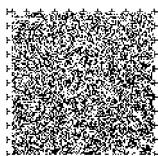
身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用し、かつ、養育している方に、身体障害者補助犬の養育に要する費用の一部を支給します。

〔対象〕 次のすべてに該当される方

- ① 市内に居住している方
- ② 身体障害者補助犬を使用し、かつ、養育している方
- ③ 原則としてその年度の市町村民税のうち所得割の額が4万円未満の方

〔支給額〕 1頭につき、1か月あたり5,000円

〔問合せ先〕 市障害福祉課（TEL 504-2147 FAX 504-2256）



17 広島県思いやり駐車場利用証の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などに、広島県思いやり駐車場利用証の交付を行います。利用証を掲示している車両は、県内の公共・民間施設の協力により「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を利用する車両であることが一目で分かるので、安心して駐車できます。

ただし、利用証をお持ちの方が、必ず駐車できることを保証するものではありません。また、利用証を持っていないことで、制度対象となる駐車区画に駐車できなくなるものではありません。

交付にあたっては、一定の基準がありますので広島県地域共生社会推進課等にお問い合わせください。

- 〔問合せ先〕 広島県地域共生社会推進課 (TEL 513-3144 FAX 511-6715)
市健康福祉企画課 (TEL 504-2144 FAX 504-2169)
- 〔交付窓口〕 市障害福祉課 (TEL 504-2147 FAX 504-2256)
福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

